

# 平成24年度 茅ヶ崎市看護師等奨学生募集案内

茅ヶ崎市では、保健師・助産師・看護師（以下「看護職員」という。）として、将来茅ヶ崎市立病院で働きたいと思っている方に奨学金の貸し付けを行っています。

## 1 奨学金を受けるためには

○看護職員養成施設に在学する者（最終学年に進級している者を除きます。）で、次に掲げる条件を備えたものに奨学金を貸し付けます。

- ①成績がすぐれ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること
- ②養成施設を卒業した後、看護職員として茅ヶ崎市立病院に勤務する意思があること

## 2 奨学金の額

- 月額 50,000円です。
- 奨学金には利子がつきません。

## 3 奨学生の選考

○選考によって奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）を決定します。選考は書類審査と面接によります。

※この選考は奨学生を決定するためのものであり、将来、茅ヶ崎市立病院の職員として採用することを約束するものではありません。

※茅ヶ崎市立病院の職員として採用されるためには、あらためて採用試験を受け、合格しなければなりません。

## 4 奨学金の返還

○養成施設卒業後に奨学金の全額を返還していただくことが原則です。

○ただし、茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に合格し、職員として採用された場合は、返還の猶予及び免除を受けることができます。

※（7 奨学金の返還免除を参照して下さい。）

○茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に不合格となった場合は、貸し付けた奨学金の全額を返還していただきます。

○奨学金は貸し付けた期間の3分の2以内の期間で返還しなければなりません。

○正当な理由がなく、定められた期間内に返還しない場合、年14.6%の遅延利息を徴収します。

## 5 貸し付けの廃止

○養成施設に在学中であっても、以下の各事項に該当する場合は奨学金の貸し付けを廃止し、貸し付けた奨学金の全額を返還していただきます。

- (1) 養成施設を退学したとき、または退学させられたとき
- (2) 奨学生であることを辞退したとき
- (3) 疾病等のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき
- (4) 停学の処分を受けたとき
- (5) 学業成績または性行が著しく不良となったと認められるとき
- (6) 虚偽その他不正な方法により奨学金の貸し付けを受けたことが明らかになったとき
- (7) その他奨学金の貸し付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

## 6 奨学金の返還猶予

○養成施設卒業後、茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に合格し、職員として採用された方は**職員として勤務している期間は、奨学金の返還が猶予**されます。

## 7 奨学金の返還免除

○茅ヶ崎市立病院の職員採用試験に合格し、職員として採用された方は、**奨学金の貸し付けを受けた期間に相当する期間を勤務したときは、返還を免除**されます。

○貸し付けを受けた期間に相当する期間を勤務しないで退職する場合は、その勤務した期間に相当する期間の奨学金の返還は免除されますが、残りの期間に相当する奨学金は返還していただきます。

8 募集人数 15名程度

9 面接日 平成24年5月12日(土)

## 10 申込みの方法等

### (1) 提出書類

ア 奨学金貸付申請書(第1号様式)

連帯保証人

親権者またはこれに準ずるもの 1人

親族、知人、その他の人 1人

イ 履歴書(写真貼付)市販のもの

ウ 健康診断書

エ 戸籍謄本

オ 在学証明書

カ 成績証明書

※平成24年4月入学者の健康診断書、在学証明書、成績証明書の詳細は、病院総務課へお問い合わせ下さい。

(2) 提出先

〒253-0042

神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目15番1号

茅ヶ崎市立病院 病院総務課経営総務担当

TEL 0467-52-1111

(内線) 1121

(3) 申込みの方法

提出書類は、直接持参又は書留にて郵送してください。

(4) 受付期間

平成24年4月2日(月)から5月2日(水)

※**直接持参**の場合の受付は土・日・祝日以外の8時30分～17時15分

※**郵送の場合**は、締め切り当日の**必着**とします。

※申込みの際に提出された書類は、お返しできません。

### 貸付けが決定したとき

(1) 誓約書(第3号様式) ※通知が届いた日から15日以内に提出

連帯保証人

イ 親権者またはこれに準ずるもの 1人

ロ 親族、知人、その他の人 1人

(2) 連帯保証人の印鑑証明

### 貸付けを受けている間

(1) 奨学金受領書(第4号様式)

※各回の奨学金受領から7日以内に提出

### 貸付けが終了(最後の回の奨学金を受領)したとき

(1) 奨学金借用証書(第6号様式)

(2) 奨学金返還明細書(第7号様式)

※(1)(2)ともに受領から15日以内に提出

### 当院に採用され看護職員として勤務を開始したとき

(1) 奨学金返還猶予申請書(第10号様式)

### 貸付けを受けた期間に相当する期間、当院で看護職員として勤務したとき

(1) 奨学金返還全部(一部)免除申請書(第12号様式)

### 貸付けを辞退するとき

- (1) 奨学金貸付辞退届 (第5号様式)
- (2) 奨学金借用証書 (第6号様式)
- (3) 奨学金返還明細書 (第7号様式)

※ (2) (3) はすでに貸付けを受けている場合、ともに最後の回の奨学金受領から15日以内に提出

### 返還方法を変更するとき

- (1) 奨学金返還方法変更申請書 (第8号様式)

## 奨学金貸付けの流れ

